

函館市企業局水道料金等徴収業務委託に係るプロポーザル実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市企業局水道料金等徴収業務（以下「本業務」という。）の委託にあたり、受託候補事業者の選定に係るプロポーザルの実施について、必要な事項を定めるものとする。

(本業務の範囲)

第2条 本業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 受付・検針等業務

- ア 受付業務
- イ 定期検針業務
- ウ 清算検針業務
- エ 再検針調査業務
- オ 量水器管理業務
- カ 上下水道情報等入力業務

(2) 収納・滞納整理業務

- ア 口座振替業務
- イ 納入通知業務
- ウ 収納業務
- エ 滞納整理業務
- オ 給水停止業務

(3) 前各号に掲げる業務に附帯する業務

(プロポーザルの目的)

第3条 本業務の委託に係る受託候補事業者の選定にあたっては、安定的な業務運用を確保するとともに、お客さまサービスの向上、業務の効率化および収納率の向上等を図るため、本業務を履行できる能力を有する者の中から、資力、業務遂行能力、技術的能力等に優れた者を選定するためプロポーザルにより実施するものとする。

(プロポーザルの方式)

第4条 プロポーザルの方式については、公募型とする。

(参加募集)

第5条 プロポーザルへの参加募集は、函館市企業局公告式規程（平成23年函館市企業局規程第9号）に規定する掲示場所への掲示および函館市ホームページへの掲載をすることをもって公告する。

(受託候補事業者の選定)

第6条 受託候補事業者の選定については、選定審査委員会を設置し行うものとする。

2 選定審査委員会の運営等については、別に定める。

(受託候補事業者の選定に係る基準)

第7条 前条第1項に規定する選定の基準については、別に定める。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、プロポーザルの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月7日から施行する。